



鳥取県公報

平成16年10月1日(金)
号外第142号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定の一部改正(731)(県民生活課).....	1
	漁船損害等補償法による漁船保険契約に係る加入区の指定の変更(732)(水産課).....	2
	一般国道の区域の変更(733)(道路課).....	2
	県道の区域の変更(734)(").....	2
	一般国道の供用の開始(735)(").....	3
	県道の供用の開始(736)(").....	3

告 示

鳥取県告示第731号

平成2年鳥取県告示第455号(化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
1～8 略	1～8 略
9 東伯郡湯梨浜町の区域のうち 大字上浅津字石指、 字宮ノ本、字二ノ宮ノ本、字明德、字二ノ明德、 <u>字雨 龍土、大字旭、大字龍島及び大字松崎</u>	9 東伯郡羽合町の区域のうち 大字上浅津字石指、字 宮ノ本、字二ノ宮ノ本、字明德、字二ノ明德及び字雨 龍土
10 略	10 東伯郡東郷町の区域のうち 大字旭、大字龍島及び 大字松崎
11 略	11 略
12 東伯郡琴浦町の区域のうち 大字八橋(字岩本及び 字大成を除く。)、 <u>大字徳万及び大字浦安</u>	12 略
13 略	13 東伯郡東伯町の区域のうち 大字八橋(字岩本及 び字大成を除く。) <u>大字徳万及び大字浦安</u>
14 略	14 略
14 略	15 略

鳥取県告示第732号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による加入区の指定を次のとおり変更したので、同条第6項の規定により告示する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
加入区の名称	区域	加入区の名称	区域
略		略	
泊中部加入区	東伯郡北条町、大栄町及び湯梨浜町の区域	泊中部加入区	東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大栄町の区域

鳥取県告示第733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年10月1日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前 後 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	八頭郡用瀬町大字赤波字上ミ坂1767 - 8地先から同大字字セントバ 4 - 5地先まで	変更前	6.0 ~ 42.0	2,038.0
		変更後	9.2 ~ 50.0	1,980.0

鳥取県告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年10月1日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩美八東線	変更前	岩美郡国府町大字栃本字梨子ノ木194地先から同町大字石井谷字フケ田656地先まで	11.0～52.5	1,020.0
		岩美郡国府町大字栃本字半田810地先から同町大字石井谷字前田290 - 1地先まで	6.5～32.0	726.0
		岩美郡国府町大字石井谷字牛田298 - 10地先から同町大字栃本字菅野坂627 - 1地先まで	5.0～30.0	1,476.0
	変更後	岩美郡国府町大字栃本字梨子ノ木194地先から同町大字石井谷字フケ田656地先まで	11.0～52.5	1,020.0
倉吉東伯線	変更前	東伯郡琴浦町大字八橋字崩レ170 - 1地先から同大字字頭無シ217 - 1地先まで	10.5～11.5	55.3
	変更後	東伯郡琴浦町大字八橋字崩レ170 - 1地先から同大字字頭無シ217 - 1地先まで	9.8～19.2	65.1
		東伯郡琴浦町大字八橋字崩レ169 - 3地先から同字169 - 5地先まで	10.7～11.2	17.5

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大高下口波 多線	八頭郡智頭町大字波多字牛倉谷1074地先から同大字字地藏元929地先まで	変更前	4.0～10.0	517.0
		変更後	6.0～25.8	575.0

鳥取県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年10月1日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
482号	八頭郡用瀬町大字赤波字上ミ坂1767 - 8地先から同大字字セントバ4 - 5地先まで	平成16年10月1日

鳥取県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年10月1日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
倉吉東伯線	東伯郡琴浦町大字八橋字崩レ170 - 1地先から同大字字頭無シ217 - 1地先まで	平成16年10月1日
大高下口波多線	八頭郡智頭町大字波多字牛倉谷1074地先から同大字字地藏元929地先まで	〃